

岬町いじめ防止基本方針



平成27年1月

岬町・岬町教育委員会

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1. いじめの定義	2
2. いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
3. いじめの未然防止	3
4. いじめの早期発見	4
5. いじめへの対処	4
6. 重大事態への対処	5
第2 いじめ防止等のために町や教育委員会が実施する施策	6
1. 岬町いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営	6
2. いじめ防止等のために実施する施策	6
第3 いじめ防止等のために学校が実施する措置	7
1. 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	7
3. 学校におけるいじめの防止等に関する措置	7
第4 重大事態への対処	8
1. 重大事態の報告	8
2. 調査の主体と組織	8
3. 調査結果の報告及び提供	8
4. 町長による再調査等	8
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	9

(別添) 「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、常に、いじめの実態を的確に把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、生起したいじめに対しては、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応することが重要である。

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行された。この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。さらに、法第11条において、文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、以下「国の基本方針」という。）が策定された。

大阪府においては、平成26年4月に、府、府教育委員会や学校法人等の学校設置者及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応について「大阪府いじめ防止基本方針」を策定し、府としてのいじめの防止のための総合的な方針を定め、この基本方針に基づき、大阪府内のすべての学校や関係機関をはじめとして府民全体で、いじめ問題の克服に向けた取組みをすすめている。

岬町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、岬町・岬町教育委員会が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1. いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。と定義されている。〈法第2条〉

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あり、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要である。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していく必要がある。とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要である。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではなく、いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

3. いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もある。

いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切である。

(2) 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要である。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組みを、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要である。

4. いじめの早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない

未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難である。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要である。

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要であり、小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大切である。

また、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大切である。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応する必要がある。特に、子どもが気づいたときには、学校・家庭・地域で気がねなく相談できる環境を整えることが大切である。

5. いじめへの対処

(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先である。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切である。その上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行う。

学校では、大阪府教育委員会作成の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添)を活用するなど、学校の設置者や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していく。

(2) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。いじめた児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える必要がある。

いじめた児童生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性を育成していく必要がある。また、保護者へのはたらきかけや、警察や福祉機関との連携による指導も必要である。

(3) 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいる。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければならない。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしてきた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要である。

6. 重大事態への対処

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっている。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じることが必要である。

そのため、町及び町教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び町教育委員会の判断で調査に着手することが必要。

第2 いじめの防止等のために町や教育委員会が実施する施策

1. 岬町いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営

町は、法第14条1項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「岬町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置する。

連絡協議会は、町立学校、町教育委員会事務局、大阪府が設置する児童相談所、大阪法務局、大阪府警察、いじめの防止等に関係する団体に所属する職員、団体の構成員及びその他町長が必要と認める者により構成する。

連絡協議会は、町の基本方針に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行う。

2. いじめの防止等のために実施する施策

(1) 未然防止

- ・児童生徒一人ひとりがかげがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるような教育活動を展開できるよう人権尊重の精神に立った学校づくりを支援する。
- ・いじめの防止に資する活動であって、学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- ・学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する、必要な啓発活動を実施する。

(2) 早期発見

- ・いじめを早期に発見するため、学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ・学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

(3) いじめに対する措置

- ・法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、改善に向けて適切な指導が行われるよう学校と連携して対策を行う。

第3 いじめの防止等のために学校が実施する措置

1. 「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)の策定

学校は、法第13条に基づき、国や地方公共団体の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校基本方針」として定める。

また、策定した「学校基本方針」については、周知を図っていく。

2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

3. 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

第4 重大事態への対処

1. 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、町長に事態発生について報告する。

学校 → 町教育委員会 → 町長

2. 調査の主体と組織

町教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。町教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(2) 町教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が外部の専門家の助言を得ながら調査を行う。

3. 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、町教育委員会を通じて町長に報告する。また、町教育委員会が主体となった場合も、町教育委員会が、町長に報告する。(法第30条1項)

学校 → 町教育委員会 → 町長

また、学校又は町教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

4. 町長による再調査等

(1) 再調査の方法

- ① 3の調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行う。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、法第30条2項に基づき、「岬町いじめ問題調査委員会」を設置して行う。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

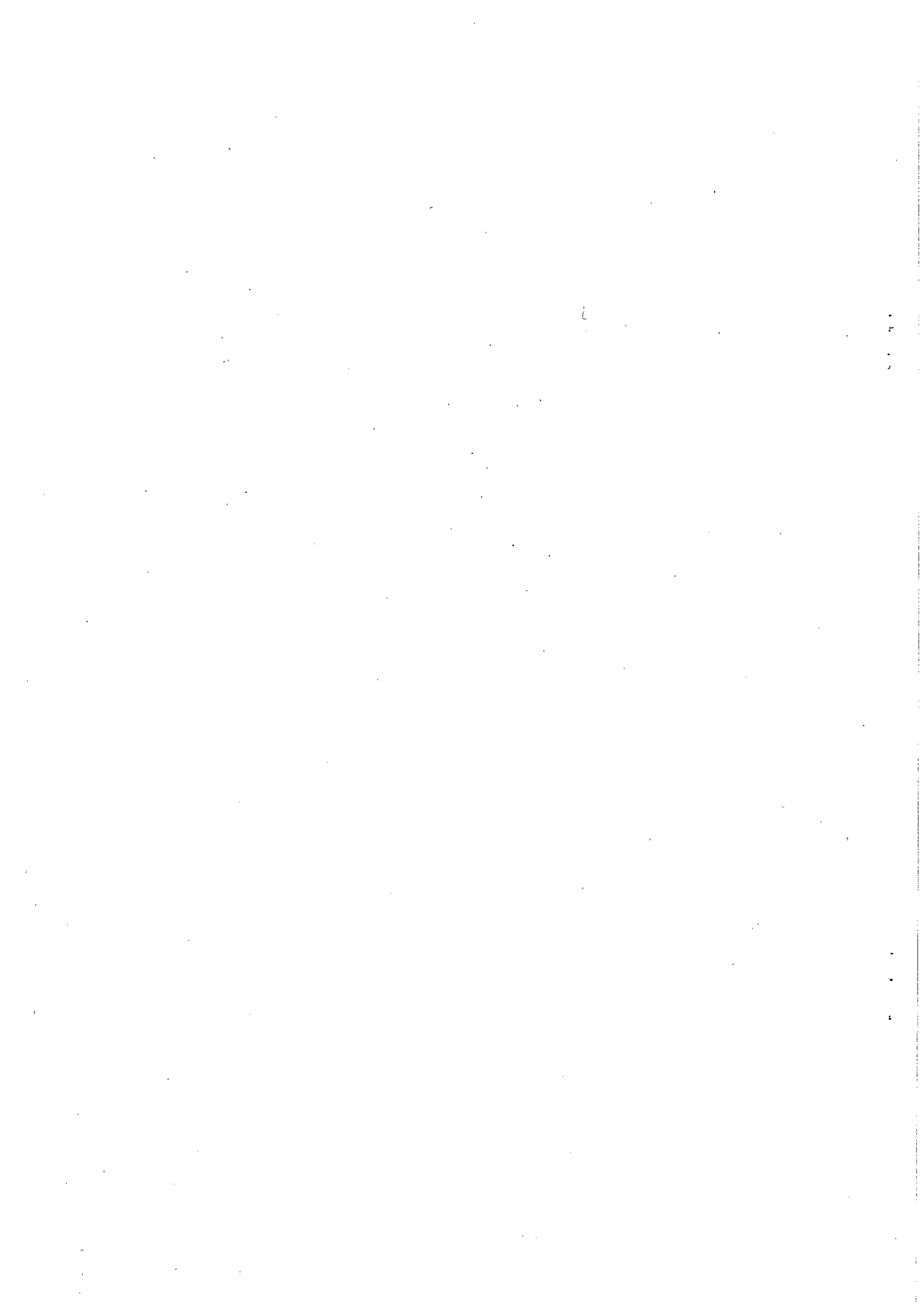
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、法第30条3項に基づき、町立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、町立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

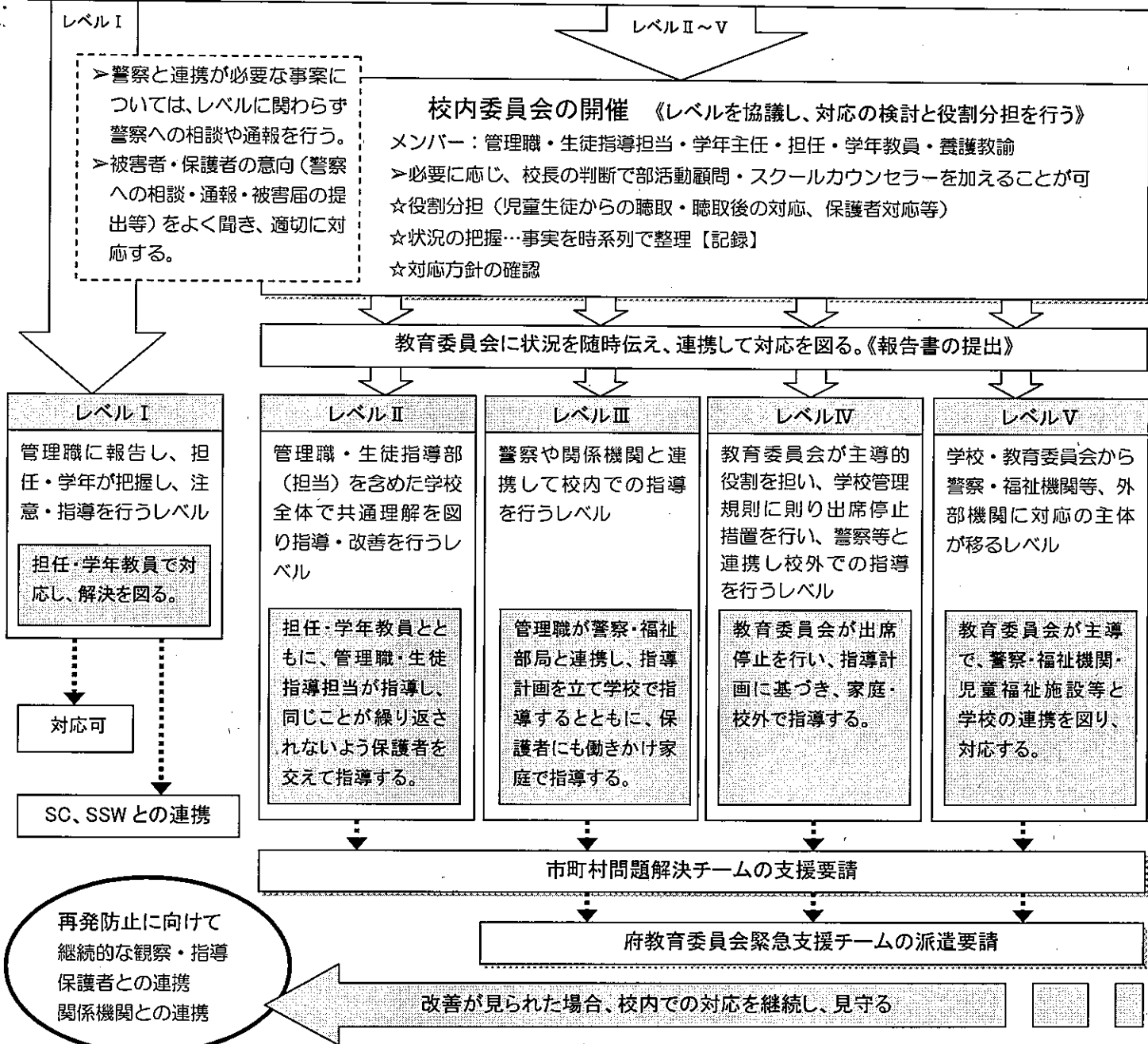
町及び町教育委員会は、当該基本方針に定めるいじめ防止等の取り組みが実効的に機能しているかを、必要に応じ、見直しを含めて検証する。

学校は、「学校基本方針」におけるいじめの防止等に向けた取り組みについて、評価・検証を行う。



ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

